

各種申請書類や図面への押印が不要になりました



2021年1月より、ERI各業務（確認検査 [昇降機 工作物含む]・省エネ適判・住宅性能評価・フラット35など）の申請書類や図面について、押印不要で手続きができるようになりました。

▶ 押印不要 Q&A (確認検査編)

Q. 委任状も押印不要でよいでしょうか？

A. ERIでは委任状も押印不要としていますが、建築主の意思に基づいて作成してください。

Q. 訂正印による修正はできないのでしょうか？

A. 訂正印による訂正は、これまで通り可能です。

Q. 構造計算安全証明書には押印が必要と聞きました。

A. 構造計算安全証明書につきましては ~~改正が行われていませんので、引き続き押印が必要です。~~
2021/9/1の建築士法改正により、構造計算安全証明書の押印、および、構造計算書との割印も不要になりました。

Q. 行政庁の規則で定めている書式（工事監理報告書 等）も押印不要でよいですか？

A. 行政庁や消防が定めている書式につきましては 押印を要する場合がありますので、行政庁や消防のホームページ等でご確認ください。

Q. 建築士法20条等で定められている設計図書への押印も不要でしょうか？

A. 確認申請の添付図書は、建築士法の設計図書とは異なりますので、建築士法で定める保存図書等には引き続き建築士である旨の表示と押印が必要です。2021/9/1の建築士法改正により、建築士法で定める保存図書等にも押印不要になりました。

Q. 押印不要なので、確認申請はメールで提出でもよいですか？

A. 紙での提出か、ERIの「電子申請WEBシステム」を利用した電子申請にて申請をお願いします。電子申請につきましては、ERI審査担当者へお問合せください。

Q. 図面には設計者名の記載があればよいでしょうか？

A. 図面には、引き続き 設計者名の記載が必要です。建築士番号の記載は不要ですが、構造・設備一級建築士が法適合確認した場合は、その旨の表示をお願いします。また、確認申請書に記載の設計者と 図面に記載の設計者との整合をお願いします。

【3. 設計者】

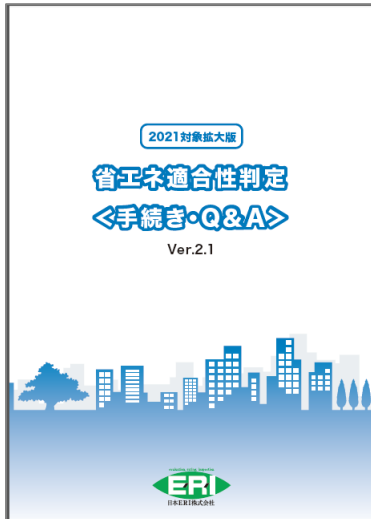
(代表となる設計者)
 【イ. 資格】 (一級) 建築士
 【ロ. 氏名】 確認 太郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所
 ○○○○一級建築士事務所
 【ニ. 郵便番号】 107-0052
 【ホ. 所在地】 東京都港区赤坂1-△
 【ヘ. 電話番号】 03-****-****
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図

図面に、確認申請書に記載した設計者以外の方の氏名が記載されている場合は、設計者ではないことが確認できるように明示をお願いします。



【省エネ適判】非住宅 300㎡に対象範囲拡大しました！

2021年4月より、省エネ適合性判定の対象規模が、300㎡以上の非住宅建築物に拡大されました。ERIのホームページに掲載しています『@ERI倶楽部（会員サイト・登録無料）』では、省エネ適合性判定に関する手続きの流れや必要図面、計画変更・軽微な変更について、増改築時の判断、完了検査時の手続きなどをまとめた【省エネ適合性判定＜手続き・Q&A＞】を掲載していますので、ご活用ください。



省エネ適合性判定の適用除外の考え方も掲載

WEB 会議で事前相談を行っています！

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お客様および従業員の安全確保の観点から、WEB 会議システムによる事前相談を実施する体制を整えています。在宅勤務や遠方の方でも、画面を共有しながら事前相談等を行うことができます。WEB 会議をご希望の方は、ERI 審査担当者までご連絡ください。

***対応可能な WEB 会議システム**

Google Meet
 zoom
 Microsoft Teams



画面共有で修正図の内容確認もできますので、便利です。
 WEB 会議にご招待いただくとスムーズです。

